

旅行会社と連携した情報発信および周遊旅行商品の造成事業委託仕様書

1 業務内容

(1) 情報発信について

- ・付加価値が高い北陸ならではの講座（歴史や酒等）を発地で1回以上開催し、雑誌紙面またはWEBサイトで講座に関する告知・募集を行うこと（会員組織向け媒体可）
- ・発地は三大都市圏（首都圏、関西圏、中京圏）とし、2以上の都市圏を発地とすることを妨げない。
- ・講座内容は、三県共通のテーマでも、三県異なるテーマでも可
- ・企画提案では掲載する媒体の発行部数やWEBサイト閲覧者数を提示すること

(2) 旅行商品の造成について

- ・上記講座をもとに、1回あたり30人程度の北陸ならではの高付加価値体験ができる旅行を4回以上実施すること
なお、1回につき周遊は2県以上とし、4回で3県を周遊すること
- ・行程は、1泊2日または2泊3日とすること
- ・旅行参加者から料金を徴収すること
- ・ノベルティ制作、旅行参加者への配布は提案による（事業費に含める）

(3) その他について

- ・(1)によりがたい場合は、既存の講座と北陸の観光素材（観光スポットや伝統工芸、食等）を組み合わせ、講座で学んだ観光素材に関する知見を高める旅行を(2)のとおり実施すること（実践的な旅行でなくてもよい）
- ・実施結果等について、雑誌紙面またはWEBサイトに三県の魅力を含めて掲載し、三県への誘客の促進を図ること

(4) 独自提案について

- ・上記に加え、独自の企画提案も可能とする

2 委託費

8,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）以内